

第 17 期

定時株主総会 招集ご通知

2021年1月1日～2021年12月31日

日時 ▶ 2022年3月29日 (火曜日)
午前10時 (開場：午前9時30分)

場所 ▶ 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階
「**ステーションコンファレンス東京**」
501会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

書面及びインターネットによる議決権行使期限

2022年3月28日 (月曜日) 午後5時30分まで
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

Contents

■ 第17期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	
第7号議案 取締役報酬としてのストックオプションによる内容及び条件に関する件	

(提供書面)

■ 事業報告	25
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	66

証券コード4582
2022年3月9日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目2番2号
シンバイオ製薬株式会社
代表取締役社長 吉 田 文 紀

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができませんので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

後記の「議決権の行使についてのご案内」をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時00分（開場：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー5階
「ステーションコンファレンス東京」501会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告の内容報告の件
2. 第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役報酬としてのストックオプションによる内容及び条件に関する件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 2. また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 3. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。その場合には、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 4. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の下記のウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。
(<https://www.symbiopharma.com/>)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について

2022年3月29日（火曜日）予定の当社第17期定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について、以下の通りご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の体調に応じて、郵送又はインターネットによる議決権の事前行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。郵送又はインターネットによる議決権の事前行使の方法等の詳細につきましては、本招集ご通知の4頁の「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患のある方、及び妊娠中の方などにおかれましては、ご来場に関して特に慎重なご判断をお願いいたします。

本株主総会開催日時点の感染症拡大の状況やご自身の体調を慎重にお確かめの上、ご来場される場合は、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願いいたします。また、当日は、アルコール消毒液を会場に設置する予定であり、ご使用についてご協力をお願いする場合があります。また、入り口でご来場の皆様の体調・体温を確認させていただき、体調のすぐれない株主様、体温の高い株主様は入場をご遠慮いただくこともございます。

本株主総会の運営スタッフ及び出席役員等は、原則としてマスク着用で対応させていただきます。

本株主総会の運営につきましては、座席の間隔を広く設けるとともに、ご滞在時間短縮のため、報告内容を簡略化するなど円滑な議事進行に努めてまいります。

今後の状況によりやむを得ず株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.sympiopharma.com/>)にてお知らせいたします。

議決権の行使についてのご案内



株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出ください。



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年3月28日（月曜日）午後5時30分まで**に到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使の場合

5頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、**2022年3月28日（月曜日）午後5時30分まで**にご行使ください。

議決権行使のお取扱いについて

- 書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって議決権を複数回ご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットによる議決権の行使期限は、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。

パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

ご不明点に関するお問い合わせ先について

- 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ **0120 (652) 031** (受付時間 9:00~21:00)
- その他の株式事務に関するご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 1. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
 2. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ **0120 (782) 031** (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く。)

インターネットによる議決権行使のご案内



「スマート行使」による方法

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

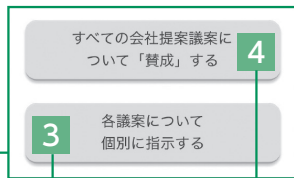


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

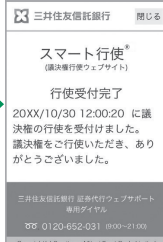


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



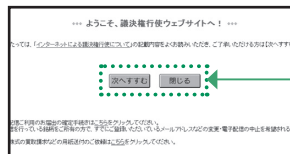
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



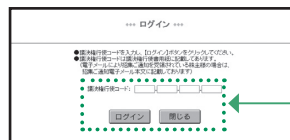
「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 ウェブサイトへアクセス

<https://www.web54.net>



2 ログイン



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行い、また、これらの変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるべく、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定の新設並びに株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除の変更を行い、また、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとし、上記1.(2)の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更は、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>第15条 (招集権者および議長)</p> <p>1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により代表取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条 (<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (招集権者および議長)</p> <p>1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条 (<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>1 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第20条 (取締役の選任) 1 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役) 1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって代表取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) 1 <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第20条 (取締役の選任) 1 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条 (取締役の任期) 1 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任する監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役) 1 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第24条 (取締役会の招集および議長)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <p>第25条 (取締役会の招集通知)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、<u>緊急の場合</u>には、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで</u>取締役会を開くことができる。 <p>(新設)</p> <p>第26条 (取締役会の決議方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (条文省略) 2 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (取締役会の招集および議長)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <p>第25条 (取締役会の招集通知)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、<u>緊急の必要があるときは</u>、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで</u>取締役会を開くことができる。 <p>第26条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (取締役会の決議方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (現行どおり) 2 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>	(削除)
<p>第30条 (監査役の員数)</p>	(削除)
<p>当社の監査役は、4名以内とする。</p>	
<p>第31条 (監査役の選任)</p>	(削除)
<p>1 監査役は、株主総会において選任する。</p>	
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>第32条 (監査役の任期)</p>	(削除)
<p>1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	
<p>2 任期満了前に退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>第33条 (常勤の監査役)</p>	(削除)
<p>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>第34条 (監査役会の招集通知)</p>	(削除)
<p>1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	
<p>第35条 (監査役会規則)</p>	(削除)
<p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	

現行定款	変更案
<p>第36条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第37条 (監査役の責任免除)</p> <p>1 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	第31条 (常勤の監査等委員)
	監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	第32条 (監査等委員会の招集通知)
	1 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
(新設)	第33条 (監査等委員会の決議方法)
	監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。
(新設)	第34条 (監査等委員会規程)
	監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 (報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、第17期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>第3条 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1 第17期定時株主総会決議による変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、第17期定時株主総会決議による変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（4名）は監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、経営体制強化のため、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。なお、木村重雄氏は、2021年6月30日付で取締役を辞任いたしました。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	よしだ ふみのり 吉田文紀 (1949年1月19日)	1980年1月 日本バイオ・ラッドラボラトリーズ株式会社 代表取締役社長 1991年7月 日本シントックス株式会社代表取締役社長 1993年5月 アムジェン株式会社代表取締役社長 米国アムジェン社副社長 2005年3月 当社設立 代表取締役社長兼CEO（現任）	1,074,700株
2 ※	いとう ひろたか 伊藤浩孝 (1968年12月10日)	1994年4月 中外製薬株式会社 探索研究所 研究員 2002年1月 東京大学先端科学技術研究センター研究員 2005年4月 株式会社未来創薬研究所 研究員 2006年10月 ジーイー横河メディカルシステムズ株式会社 分子イメージング・マーケティングリーダー 2008年3月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 マーケティング企画部長 2012年10月 同社 アジアパシフィック 戦略マーケティング・ディレクター 2014年10月 京都大学 医工連携大学院 特別講師 2016年1月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 本社営業本部長 2017年4月 グロービス経営大学院 客員准教授 2017年10月 テカンジャパン株式会社 代表取締役社長 2018年6月 株式会社アドウェイズ 社外取締役（現任） 2021年4月 グロービス経営大学院 教授（現任） 2022年2月 当社 副社長執行役員兼COO（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	まつもと しげとし 松本 茂外志 (1949年8月12日) 社外取締役就任期間： 4年	1972年4月 中外製薬株式会社入社 2002年4月 同社監査室長 2007年3月 同社常勤監査役 2011年4月 同社顧問 2011年10月 アポプラスステーション株式会社顧問 2015年6月 プロティビティLLCシニアアドバイザー（現任） 2015年10月 公益社団法人日本監査役協会 監査実務相談員（現任） 2017年3月 当社社外監査役 2018年3月 当社社外取締役（現任）	0株
4	ブルース・デビッド・ チェンソン (1946年4月6日) 社外取締役就任期間： 3年	1971年7月 ヴァージニア大学病院 内科インターン 1973年7月 同院 内科上級アシスタント研修医 1974年7月 ニューイングランド・メディカルセンター病院 血液学臨床研究員 1977年7月 ユタ大学病院 血液学/腫瘍学 医学部助教授 1984年10月 国立がん研究所 がん治療評価プログラム主任 研究員 2001年6月 リンパ腫研究財団 科学諮問委員会（現任） 2002年7月 ジョージタウン大学病院ロンバルディ総合がん センター 血液腫瘍科 血液腫瘍科副主任 2013年3月 同院 血液腫瘍学フェローシッププログラムディ レクター 2016年8月 モーフォシス社 社外取締役 2018年12月 フランク・M. アーウィング財団 血液腫瘍学 委員長 2019年3月 当社社外取締役（現任） 2021年5月 がん・血液疾患センター医師（現任）	0株
5	えびぬま えいじ 海老沼 英次 (1957年7月3日) 社外取締役就任期間： 1年	1980年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行 人事部企画チーム次長 2003年4月 株式会社オリンピック 社長室長兼総合企画室 長 2008年12月 弁護士登録 虎ノ門総合法律事務所入所 2013年1月 田辺総合法律事務所 パートナー（現任） 2014年6月 株式会社ミライト・ホールディングス 社外取 締役 2016年6月 楽天銀行株式会社 社外取締役（現任） 2019年3月 当社社外監査役 2019年6月 東光電気工事株式会社 監査役（現任） 2021年3月 当社社外取締役（現任）	0株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 松本茂外志氏、ブルース・デビッド・チェンソン氏及び海老沼英次氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者松本茂外志氏および海老沼英次氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び期待する役割の概要は以下のとおりであります。
- (1) 松本茂外志氏につきましては、長年にわたる同業会社での実務及び監査業務の知識と経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) ブルース・デビッド・チェンソン氏につきましては、医師としての知識と経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (3) 海老沼英次氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と知識をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 当社は、定款において取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。上記の各社外取締役の選任が承認された場合、当社は各候補者との間で当該責任限定契約を継続又は締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、その責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は法令が定める額のいずれが高い額を限度として、その責任を負う。
7. 当社は、現任の各取締役及び各監査役との間で、不祥事発生後に発生する株主代表訴訟等に関する費用だけでなく、国外において役員個人に生じうる刑事手続対応費用や公的調査等対応費用など、役員個人や会社に負担が生じる各種費用を幅広く補償する補償契約を締結しております。なお、2021年6月30日付で辞任した取締役の木村重雄氏につきましても、補償契約を締結しておりました。本議案が原案どおり承認された場合、候補番号2伊藤浩孝氏につきましても、補償契約を締結予定です。
8. 当社は、現任の各取締役及び各監査役候補者を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役候補者が選任された場合は、自動的に各取締役候補者を被保険者とする契約になっております。
- 当該契約は、取締役の地位に基づく不当な行為に起因する損害賠償に起因して被保険者が負担する損害を填補の対象としております。
- なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 ※	わたなべ きよし 渡部 潔 (1951年5月16日)	1974年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1998年6月 同行審査部米州企業審査室長（ニューヨーク駐在） 2003年6月 協和発酵工業株式会社経営企画室長 2005年4月 同社医薬企画部長 2008年10月 協和発酵バイオ株式会社企画管理部長 2011年2月 川口化学工業株式会社常勤監査役 2015年6月 東邦アセチレン株式会社監査役 2017年3月 当社社外常勤監査役（現任）	0株
2 ※	えんどう けさお 遠藤 今朝夫 (1951年11月28日)	1983年9月 公認会計士登録 1984年3月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社入社 1986年3月 デロイトアンドトウシュ会計士事務所ロスアンゼルス及びニューヨーク事務所入所 1991年2月 米国公認会計士登録 2000年4月 霞が関監査法人（現太陽有限責任監査法人）代表社員 2006年6月 曙ブレーキ工業株式会社社外監査役 2012年7月 三優監査法人代表社員 2015年10月 遠藤公認会計士事務所代表（現任） 2016年5月 キャリアリンク株式会社社外取締役（現任） 2016年5月 ABS監査法人代表社員（現任） 2018年3月 当社社外監査役（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3 ※	たもう やすひろ 賜 保宏 (1975年12月15日)	2000年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社 みずほ銀行）へ転籍 2006年11月 司法研修所 入所 2007年12月 柳田野村法律事務所 入所 2009年8月 野村総合法律事務所 入所 2019年1月 野村総合法律事務所 パートナー（現任） 2021年3月 当社社外監査役（現任）	0株

- (注)
- ※は、新任の取締役候補者であります。
 - 各候補者は、社外取締役候補者であり当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 各候補者は、監査等委員である取締役候補者であります。
 - 候補者渡部潔氏および遠藤今朝夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として引き続き指定し、同取引所に届け出る予定です。
 - 各候補者の選任理由及び期待する役割の概要は以下のとおりであります。
 - 渡部潔氏は、上場会社の監査役としての豊富な経験と知識をもとに、客観的かつ公正な立場から経営監視機能を果たすこと及び実効性の高い監査の実現に関する助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 遠藤今朝夫氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、上場企業の社外監査役の経験をもとに助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 賜保宏氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識をもとに、助言及び意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 - 当社は、定款において取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。上記の監査等委員である取締役の選任が承認された場合、当社は各候補者との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

 - 会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、その責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
 - 当社は、現任の各取締役及び各監査役との間で、不祥事発生後に発生する株主代表訴訟等に関する費用だけでなく、国外において役員個人に生じうる刑事手続対応費用や公的調査等対応費用など、役員個人や会社に負担が生じる各種費用を幅広く補償する補償契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、各候補者との間の補償契約を継続予定です。
 - 当社は、現任の各取締役及び各監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役候補者が選任された場合は、自動的に各監査等委員である取締役候補者を被保険者とする契約になっております。

当該契約は、監査等委員である取締役の地位に基づく不当な行為に起因する損害賠償に起因して被保険者が負担する損害を填補の対象としております。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
わたなべ たかし 渡辺 隆 (1947年3月2日)	1970年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1996年5月 同行パリ支店長 2008年3月 川口化学工業株式会社常勤社外監査役 2010年6月 株式会社エス・エム・エス社外監査役 2011年3月 同社常勤社外監査役 2014年6月 同社社外監査役	0株

- (注)
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 候補者は、補欠の監査等委員である取締役候補者（社外）であります。
 - 当該補欠候補者の選任理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
渡辺隆氏につきましては、上場会社の監査役としての豊富な経験と知識をもとに、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行の監査に関する助言及び意見をいただくため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
 - 当社は、定款において取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。上記の補欠の監査等委員である取締役候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
なお、責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
・会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、その責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
 - 当社は、現任の各取締役及び各監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役候補者が選任された場合は、自動的に各監査等委員である取締役候補者を被保険者とする契約になっております。
当該契約は、監査等委員である取締役の地位に基づく不当な行為に起因する損害賠償に起因して被保険者が負担する損害を填補の対象としております。
なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額につきましては、2005年8月3日開催の臨時株主総会において、年額金1億3,000万円以内（うち社外取締役につき2,100万円）とする旨のご承認をいただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額は引き続き1億3,000万円以内としつつ、社外取締役分については年額4,000万円以内に変更すること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は4名（うち、社外取締役3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は5名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額3,000万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役報酬としてのストックオプションによる内容及び条件に関する件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件に記載のとおり、当社の取締役の報酬等の額につきましては、2005年8月3日開催の臨時株主総会において、年額金1億3,000万円以内（うち社外取締役につき2,100万円）とする旨のご承認をいただいておりますが、これとは別枠で、取締役に対するストックオプションとしての報酬等について2013年3月28日開催の第8期定時株主総会において、年額8,000万円（うち社外取締役につき2,200万円）の範囲で新株予約権を付与する旨のご承認をいただいております。また、2014年3月27日開催の第9期定時株主総会において、新株予約権の内容を下記「株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権の内容」①、③-⑦及び⑨と同様の条件の通り変更する旨の承認をいただいております。さらに、2016年3月30日開催の第11期定時株主総会において、経営監督機能の強化を図ることを目的として社外取締役が担う役割の重要性が増していることを背景に、ストックオプションとして付与する新株予約権の総額は引き続き年額8,000万円以内とし、社外取締役分について年額3,000万円以内と変更のご承認をいただいております。

そして2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において、会社法改正に伴い、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の発行上限を3,200個とすること、および特定の議案が承認された場合に、当社が無償で新株予約権を取得することができる旨の条件（下記「株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権の内容」⑧と同様の条件）を新株予約権発行条件に加える変更をご承認いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、改めて第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）に対し、ストックオプションとして付与する新株予約権の総額を年額9,000万円以内と増額し、うち、社外取締役分については引き続き年額3,000万円以内とし、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の発行上限を引き続き3,200個とすること、その他の条件を従前のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に

基づいて支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役のストックオプションとしての報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は4名（うち、社外取締役3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は5名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

＜株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権の内容＞

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個の目的である株式の数は、当社普通株式25株とする。

ただし、以下に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整することが必要な場合は、当社は、合理的な範囲で調整することができる。

② 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、上記の年額8,000万円、うち、社外取締役分については年額3,000万円を上限とし、発行上限を3,200個とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された新株予約権の公正価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することに

より交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から、当該割当日後10年を経過する日までの範囲で、当社取締役会が定める期間とする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(ii) 各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとする。

(iii) 本新株予約権を行使することができる期間の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）又は当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権者は、上記⑤の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

(iv) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

(v) その他の行使条件については、当社取締役会において定める。

⑦ 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができるものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑨ 新株予約権に関するその他の事項
- 上記①～⑧の細則及び新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における当社事業の進捗状況は以下のとおりです。

① 国内事業

[自社販売体制への移行、事業拡大について]

当社は、エーザイ株式会社（以下「エーザイ」）との事業提携契約が2020年12月に満了したことに伴い、2020年12月に自社によるトレアキシ[®]（一般名：ベンダムスチン塩酸塩）販売を開始し、2021年度の最重要課題である収益化とその後の収益の持続的拡大という今後の事業基盤を盤石なものとししました。

自社での販売を行うことで、市場に密着した情報提供を行い、ニーズをくみ上げ、製品についてのよりきめ細かい情報提供を行い、またセミナーを企画し、より高い生産性をもつ営業組織体制を確立するに至りました。また、医薬情報担当者に加え、より専門性の高いヘマトロジー・エキスパートを各地域に配置しております。そして、全国流通体制を確立するため、株式会社スズケン及び東邦薬品株式会社との間で2社を総代理店とする医薬品売買に関する取引基本契約を締結し、全国物流体制の構築では、株式会社エス・ディ・コラボとの取引を開始し、東日本と西日本の2拠点に物流センターを設置しております。

当事業年度においては、2021年1月より、2020年9月に製造販売承認を取得したトレアキシ[®]点滴静注液剤 [RTD (Ready-To-Dilute) 製剤] の販売を開始し、従来のトレアキシ[®]凍結乾燥注射剤 [FD (Freeze-Dried) 製剤] からの切り替えを進めてまいりました。再発又は難治性びまん性大細胞型B細胞リンパ腫（以下「r/r DLBCL」）を対象としたベンダムスチンとリツキシマブの併用療法（以下「BR療法」）、及びベンダムスチンとリツキシマブ、ポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）との併用療法（以下「P-BR療法」）の製造販売承認事項一部変更承認（一変承認）を2021年3月に取得し、トレアキシ[®]FD製剤のBR療法に関しては直ちに使用が可能となり、従来の多剤併用療法からの切り替えを進めてまいりました。

2021年4月には、トレアキシ[®]RTD製剤について、r/r DLBCLを対象としたBR療法及びP-BR療法の一変承認を取得しました。さらに2021年5月には、中外製薬株式会社（以下「中外製薬」）のポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）が薬価収載され、P-BR療法との併用においてトレアキシ[®]の使用が可能となりました。

【製品の安定供給について】

当社は、2021年1月よりトレアキシン[®]RTD製剤の製造販売を開始し、トレアキシン[®]FD製剤からトレアキシン[®]RTD製剤への切り替えを鋭意進めてまいりました。

トレアキシン[®]FD製剤はアステラス製薬株式会社の連結子会社であるアステラスドイツランド社から、トレアキシン[®]RTD製剤はイーグル・ファーマシューティカルズ社（本社：米国ニュージャージー州、以下「イーグル社」）から輸入しております。

品質保証面では、トレアキシン[®]FD製剤・トレアキシン[®]RTD製剤ともに輸入品の二次包装と品質検査を国内で実施しており、品質的には安定しております。

供給面では、トレアキシン[®]FD製剤からトレアキシン[®]RTD製剤への切り替えを推進する中で、その進捗が当社の計画より遅れ、FD製剤が欠品となる可能性があったため、FD製剤の出荷調整を2021年9月から開始しましたが、医療従事者の皆様のご理解とご協力もあり、RTD製剤への切り替えは急速に進展しました。なお、RTD製剤につきましては、安定供給が可能な在庫量を十分確保しております。

【抗がん剤SyB L-0501（FD製剤） / SyB L-1701（RTD製剤） / SyB L-1702（RI投与）（一般名：ベンダムスチン塩酸塩またはベンダムスチン塩酸塩水和物、製品名：トレアキシン[®]）】

未治療（初回治療）の低悪性度非ホジキンリンパ腫（低悪性度NHL）（注1）及びマントル細胞リンパ腫（MCL）（2016年12月に製造販売承認を取得）、再発・難治性の低悪性度NHL及びMCL（2010年10月に製造販売承認を取得）、慢性リンパ性白血病（CLL）（2016年8月に製造販売承認を取得）を適応症として悪性リンパ腫領域においては幅広く使われております。2018年7月に日本血液学会が発行した造血器腫瘍診療ガイドラインにBR療法が新たに収載され、既承認のすべての適応症において、標準的治療の選択肢として推奨されることになりました。これによりトレアキシン[®]が悪性リンパ腫における標準療法として位置づけられています。

また、低悪性度NHLの代表的な組織型であるCD20陽性の濾胞性リンパ腫（FL）に対して、リツキシマブのみならず新規の抗CD20抗体製剤との併用に係わる一変承認取得（2018年7月）により、オビヌツズマブ（注2）との併用療法が治療選択肢として提供されていることに加え、腫瘍特異性T細胞輸注療法（注3）の前処置に関する一変承認取得（2019年3月）により、国内初のキメラ抗原受容体T細胞（CAR-T）療法（注4）「キムリア[®]点滴静注」（注5）の前処置としてトレアキシン[®]の使用が可能となっており、再生医療等製品の処置としての使用方法の広がりによって悪性リンパ腫における標準療法としてのトレアキシン[®]の位置づけはより強固なものとなっています。

既に承認を取得した適応症に加え、r/r DLBCLを対象とするBR療法による第Ⅲ相臨床試験については、2020年5月に一変承認申請を行い、2021年3月に承認を取得しました。2021年4月には、トリアキシン®RTD製剤について、r/r DLBCLを対象としたBR療法及びP-BR療法の一変承認を取得しました。さらに、ベンダムスチンとリツキシマブを併用投与した時の生存時間データ（全生存期間、無増悪生存期間など）を評価することは、本剤のDLBCL治療における位置付けに重要なデータとなるため、全生存期間を主要評価項目とする追跡調査試験を実施し、その試験結果は日本血液学会などで発表し、論文での公表を準備中です。また、中外製薬が、r/r DLBCLを対象としたポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）（注6）とBR療法との併用に対して、2020年6月に製造販売承認申請を行ったことを受けて、2020年7月に当社はトリアキシン®とポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）、リツキシマブとの併用療法に対する一変承認申請を行い、2021年3月に承認を取得しました。2021年5月にポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）が薬価収載され、ポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）とBR療法との併用においてトリアキシン®の使用が可能となりました。本追加適応症については、これまで有効な治療方法がないため、救済化学療法として複数の抗がん剤を組み合わせた多剤併用化学療法が使われておりましたが、高い有効性と安全性が期待できる新たな治療薬の開発が切望されておりました。またBR療法につきましては、既に欧米においてr/r DLBCLの患者さんの治療に使われており、日本においても早期に使えるよう患者団体及び関係学会から厚生労働省に対して要望書が出ておりました。速やかに従来の多剤併用療法からの切り替えを進めることにより、多くの患者さんの治療選択肢として浸透することを期待しております。

2017年9月にイーグル社との間で日本における独占的ライセンス契約を締結したトリアキシン®RTD製剤及び投与時間を短縮可能とする投与 [RI (Rapid Infusion) 投与(注7)] については、RTD製剤は2020年9月に製造販売承認を取得し、2021年1月より販売を開始しました。RI投与につきましては、安全性に関する臨床試験が終了し、2021年5月に一変承認申請を完了しました。さらにRTD製剤は、2021年11月に長期安定性試験の結果に基づき有効期間を30箇月に延長することを目的とした一変承認を取得しました。

RTD製剤は、従来のFD製剤に比べて、手動による煩雑な溶解作業が不要で、そのため要する時間を短縮することができ、医療従事者の負担を大幅に低減することが可能となります。

また、RI投与は、投与時間が、従来のFD製剤及びRTD製剤の1時間に対して大幅に短縮されるため患者さんと医療従事者の負担を大幅に低減することが可能となることから大きな付加価値を提供することができます。

(注1) 非ホジキンリンパ腫とは、白血球の中のリンパ球ががん化した悪性腫瘍である悪性リンパ腫のうち、ホジキンリンパ腫以外の総称です。日本人の悪性リンパ腫では、大半を非ホジキンリンパ腫が占めています。

(注2) オビヌツズマブ（ガザイバ®：販売元中外製薬）：非ホジキンリンパ腫の治療薬として国内外の治療ガイドラインで推奨されているリツキシマブと同様、幹細胞や形質細胞以外のB細胞上に発現するタンパク質であるCD20に結合する、糖鎖改変型タイプII抗CD20モノクローナル抗体で、標的となるB細胞を直接、及び体内の免疫系とともに攻撃し、破壊するようデザインされています。

(注3) 腫瘍特異性T細胞輸注療法とは、がん患者さん自身の腫瘍特異的T細胞（がん細胞を特異的に認識するT細胞）に、体外で人工的にがん特異性を付与し、細胞を増幅した後に患者さんに投与する療法です。

(注4) キメラ抗原受容体T細胞（CAR-T）療法は、腫瘍特異性T細胞輸注療法の中でも、腫瘍細胞上の膜抗原を認識する抗体の抗原結合部位とT細胞受容体の細胞内ドメインを組み合わせたキメラ抗原受容体(chimeric antigen receptor: CAR)をコードする遺伝子をT細胞に導入して増幅・輸注する療法です。CARの標的としてB細胞上に発現するCD19を用いた臨床試験では、B細胞性腫瘍患者にCD19指向性CAR導入T細胞が投与され、著明な臨床効果が得られています。

(注5) キムリア®点滴静注（一般名チサゲンレクルユーセル：販売元ノバルティスファーマ株式会社）：国内で初めて承認されたキメラ抗原受容体T細胞（CAR-T）療法で、再発又は難治性のCD19陽性のB細胞性急性リンパ芽球性白血病（B-ALL）及び再発又は難治性のCD19陽性のDLBCLを適応症として2019年3月に製造販売承認を取得し、2019年5月に薬価収載されました。

(注6) ポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）：シアトルジェネティクス社のADC技術を使用してロシュ社が開発した、ヒト化抗CD79bモノクローナル抗体とチューブリン重合阻害剤をリンカーで結合させた、ファーストインクラス抗CD79b抗体薬物複合体（ADC: antibody-drug conjugate）です。CD79bタンパクは、多くのB細胞で特異的に発現しており、新たな治療法を開発する上で有望なターゲットになり得ます。ポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）は正常細胞への影響を抑えつつCD79bに結合し、送達された化学療法剤によりB細胞を破壊すると考えられます。

(注7) RTD製剤及びRI投与は、従来のFD製剤とは異なり既に液化された製剤です。RTD製剤（Ready To Dilute）は調剤作業を大幅に低減し、急速静注であるRI投与（Rapid Infusion）により点滴時間を従来の1時間から大幅に短縮することにより、FD製剤に比べ患者さんの負担を大幅に軽減し、医療従事者に大きな付加価値を提供することが可能になります。

[抗がん剤SyB L-1101（注射剤） / SyB C-1101（経口剤）（一般名：リゴセルチブナトリウム）]

リゴセルチブ注射剤については、導入元であるオンコノバ・セラピューティクス社（本社：米国ペンシルベニア州、以下「オンコノバ社」）が、現在の標準治療である低メチル化剤による治療において効果が得られない、治療後に再発した、または低メチル化剤に不耐容性を示した高リスク骨髄異形成症候群（高リスクMDS）における全生存期間を主要評価項目として、全世界から20ヶ国以上が参加している国際共同第Ⅲ相臨床試験（INSPIRE試験）を実施しておりますが、2020年8月に医師選択療法との比較において主要評価項目を達成しなかったことを発表しました。当社は日本における臨床開発を担当しており、INSPIRE試験の追加解析から得られた知見を今後のリゴセルチブ注射剤の開発に活用するための検討を進めております。

リゴセルチブ経口剤については、オンコノバ社が米国にて実施の、初回治療の高リスクMDSを目標効能とする第Ⅰ / Ⅱ相臨床試験（アザシチジン(注8)併用）において、リゴセルチブ経口剤とアザシチジンを併用した際の有効性及び安全性が示唆されています。当社は、単剤により高用量の安全性及び日本人での忍容性を確認するために2017年6月に国内第Ⅰ相臨床試験を開始し、2019年6月に症例登録を完了しております。

リゴセルチブ及びトレアキシン[®]に関して、東京大学や群馬大学との共同研究等を通じて、両化合物あるいは他の既存薬との併用により新たな有用性を見出すとともに新規適応症の探索を行い、事業価値の最大化に努めます。

(注8) アザシチジン（ビダーザ[®]：販売元日本新薬株式会社）：2011年にMDSに対する第Ⅲ相臨床試験において、初めて生存期間の延長が認められたことから承認された低メチル化剤（注射用）で、現在、造血幹細胞移植が難しいMDS患者に対する第一選択薬として使用されています。MDSは一種の前白血病であり、その病態にはDNAの過剰なメチル化による癌抑制遺伝子の発現の低下が大きく関係していると考えられています。アザシチジンなどの低メチル化剤はDNAのメチル化を阻害する作用により癌抑制遺伝子の発現を回復させ白血病への進行を抑えると考えられています。

〔抗ウイルス薬SyB V-1901（一般名：Brincidofovir）〕

当社は2019年9月にキメリックス・インク社（本社：米国ノースカロライナ州、以下「キメリックス社」）との間で抗ウイルス薬布林シドフォビルの注射剤及び経口剤（SyB V-1901、以下各々「BCV IV」及び「BCV Oral」）（注9）に関しての独占的グローバルライセンス契約を締結し、天然痘疾患を除くすべての疾患を対象としたBCVの世界全域における開発・販売に加えて製造を含む独占的権利をキメリックス社から取得しております。

「空白の治療領域」でアンメット・メディカル・ニーズの高い造血幹細胞移植後のアデノウイルス（AdV）感染症を対象に、日本・アメリカ・ヨーロッパを中心としたBCV IVのグローバル開発を優先的に進めることを決定し、2021年3月に、主に小児対象（成人も含む）のアデノウイルス（AdV）感染症を対象とする第Ⅱ相臨床試験を開始するため、米国食品医薬品局（FDA）にInvestigational New Drug（IND）Application（治験許可申請）を行いました。本開発プログラムについては、2021年4月に、FDAからファスト・トラック（Fast track）指定を受けており、2021年8月には第1例目（FPI: First Patient In）の投与を開始しました。さらに、2022年1月に英国医薬品庁（Medicines and Healthcare products Regulatory Agency：MHRA）に治験申請（Clinical Trial Application：CTA）を提出し、受理されました。

アデノウイルス（AdV）感染症を対象とする試験により得られた有効性と安全性に関する知見に基づき、造血幹細胞移植後の各種dsDNAウイルス（注10）感染症に対する効果を検討し、抗マルチウイルス感染症へ対象領域を拡大し、さらには腎臓移植を含む臓器移植分野等の対象領域拡大の可能性を追求することで、市場の拡大とBCVの事業価値の最大化を目指してまいります。本剤は既にキメリックス社による欧米における臨床試験においてBCV Oralが高活性の抗ウイルス効果を示し、また広域のスペクトラムを有することが確認されており、各種dsDNAウイルスに対する幅広い抗ウイルス活性は、BCV IVに関しても造血幹細胞移植後の各種ウイルス感染症の予防及び治療に対する有効性と安全性が期待されます。

また、布林シドフォビルは高い抗ウイルス作用に加え、抗腫瘍効果も期待されています。シンガポール国立がんセンターやカリフォルニア大学サンフランシスコ校脳神経外科脳腫瘍センターとの共同研究等を通じて、難治性脳腫瘍、EBウイルス陽性リンパ腫等、がん領域における新規適応症の探索も行っています。

なお、キメリックス社は、2020年12月、FDAが天然痘の医学的防衛策としてBCV経口剤の新薬申請（NDA）の提出を受理したことを発表していましたが、2021年6月にFDAから承認を取得しました。

(注9) ブリンシドフォビル (BCV) は、シドフォビル (CDV、欧米では既承認・販売の抗ウイルス薬、本邦は未承認) に脂肪鎖 (ヘキサデシルオキシプロピル: HDP) が結合した構造となっており、速やかに脂質二重膜へ取り込まれ効率よく細胞内へ移行した後、細胞内ホスホリパーゼによる代謝によって脂肪鎖が切り離され、生成された活性化体 (CDV-PP:CDV diphosphate) が細胞内で長時間保持される結果、抗ウイルス活性が飛躍的に向上した化合物です。また、HDP結合により、OAT-1トランスポーターによる腎尿細管上皮細胞への蓄積が生じないことに加え、CDVが血中に遊離するレベルは低いため、CDVの根本的問題であった腎毒性を回避できます。

(注10) dsDNAウイルス (二本鎖DNAウイルス): サイトメガロウイルス (CMV)、アデノウイルス (AdV)、ヒトヘルペスウイルス6型 (HHV-6)、単純ヘルペスウイルス-1型又は2型 (HSV-1/2)、BKウイルス (BKV)、水痘帯状疱疹ウイルス (VZV)、ヒトパピローマウイルス (HPV)、JCウイルス、天然痘ウイルスなど、ヘルペスウイルス科、アデノウイルス科、ポリオーマウイルス科、パピローマウイルス科、ポックスウイルス科を含む。

② 海外事業

抗ウイルス薬ブリンシドフォビルのグローバル開発計画を加速し商業化を実現するため、100%出資の米国子会社シンバイオフィーマUSA (SymBio Pharma USA, Inc. 社長: 吉田文紀) が、2021年10月に副社長兼プロジェクトマネジメント及びクリニカルオペレーションズの責任者としてキャロリン・ヤナヴィッチ (Dr. Carolyn Yanavich) を選任し、本格的な稼働を開始しました。

③ 新規開発候補品の導入

当社は2019年9月に導入した抗ウイルス薬ブリンシドフォビルのグローバル開発を推進するとともに、従来からの取り組みである複数のライセンス案件の検討を進め、新規開発候補品のライセンス権利取得に向けた探索評価の実施を通じて、収益性と成長性を兼ね備えたバイオ製薬企業として中長期的な事業価値の創造を目指してまいります。

④ 経営成績

以上の結果、当事業年度の売上高は、自社販売に移行する2020年12月以前にエーザイが販売したFD製剤の市中在庫が消化された影響、さらには新型コロナウイルス感染拡大による治療の遅延、施設訪問の規制強化が営業活動の制約となったこと等の悪化要因はあったものの、8,256,924千円（前年同期比176.4%増）と自社販売に移行したこと等により大幅に増加しました。特に第3四半期以降に関しましては、高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種等による新型コロナウイルス感染症対策の進展に伴う治療遅延の解消が進み、また3月に承認となったBR療法及びP-BR療法のr/r DLBCLの適応追加、並びに5月に中外製薬のポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）が薬価収載されたことによるr/r DLBCLの売上の増加が本格化し、下半期の売上高は前年同期の1,626,402千円から大幅に増加し、5,110,316千円となりました。

差引売上総利益は、売上の増加による増益とトリアキシン®FD製剤からトリアキシン®RTD製剤への切り替えが急速に進展し売上総利益率が改善したことにより、5,800,110千円（前年同期比569.1%増）と大幅に増加しました。一方、トリアキシン®FD製剤からトリアキシン®RTD製剤への剤形の切り替えに伴ってトリアキシン®FD製剤のたな卸資産の評価損失等331,866千円を計上しました。

販売費及び一般管理費は、トリアキシン®、リゴセルチブ及びブリンシドフォビルの臨床試験費用等が発生したこと等により研究開発費として1,736,126千円（前年同期比23.4%減）、自社販売体制への移行による販売費の増加を含めたその他の販売費及び一般管理費として3,047,982千円（前年同期比1.8%減）を計上したことから、合計で4,784,109千円（前年同期比11.0%減）となりました。

これらの結果、当事業年度の営業利益は1,016,001千円（前年同期は営業損失4,506,220千円）となりました。また、受取手数料14,757千円を主とする営業外収益17,462千円を計上した一方、為替差損20,186千円、支払手数料9,499千円を主とする営業外費用32,330千円を計上したこと等により、経常利益は1,001,133千円（前年同期は経常損失4,615,903千円）、当期純利益は、2021年12月期の業績等を考慮し繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を1,275,759千円計上したこと等により2,032,203千円（前年同期は当期純損失4,090,216千円）となりました。

なお、当社の事業は医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

⑤ 設備投資等の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の設備投資等の総額は、63,837千円で、その主なものは、事務所設備・什器、ネットワーク機器及び業務用ソフトウエアの購入等であり、ます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	年度	2018年度 第14期	2019年度 第15期	2020年度 第16期	2021年度 第17期 (当期)
売上高		3,835,530千円	2,837,753千円	2,987,051千円	8,256,924千円
営業利益又は営業損失 (△)		△2,656,072千円	△4,301,615千円	△4,506,220千円	1,016,001千円
経常利益又は経常損失 (△)		△2,748,730千円	△4,376,655千円	△4,615,903千円	1,001,133千円
当期純利益又は 当期純損失 (△)		△2,752,533千円	△4,376,258千円	△4,090,216千円	2,032,203千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)		△165.54円	△189.03円	△124.13円	53.04円
総資産		6,239,423千円	5,273,955千円	6,274,707千円	8,452,997千円
純資産		4,901,799千円	4,400,116千円	4,657,318千円	6,745,672千円
1株当たり純資産額		212.23円	143.07円	105.76円	162.26円

(注) 当社は、2019年7月1日付けで普通株式4株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第14期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、以下の点を主要な経営課題と捉え、取り組んでまいります。

① パイプラインの更なる充実について

製薬ベンチャー企業として企業価値を高めるためには、開発候補品を継続的に導入し、パイプラインを充実させていく必要があります。

当社では、抗がん剤SyB L-0501、SyB L-1101、SyB C-1101、SyB L-1701及びSyB L-1702、抗ウイルス薬SyB V-1901において開発を実施または計画しています。また、現在、新薬候補品の導入に関して複数の案件を相手先企業と協議しており、パイプラインの更なる拡充に向けて今後も新規の開発候補品の導入を積極的に進めてまいります。

② 既存パイプラインのライフサイクル・マネジメントの追求

企業価値を高めるためには、開発候補品の導入だけではなく、導入した新薬候補品の適応症を追加することにより、開発品目あたりの収益の最大化を図る、ライフサイクル・マネジメントを追求することが重要となります。

トレアキシン®は、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫、慢性リンパ性白血病、及び未治療（初回治療）の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として製造販売承認を取得しています。加えて、再発・難治性のびまん性大細胞型B細胞リンパ腫（r/r DLBCL）について2021年3月に製造販売承認を取得しました。また、ライフサイクル・マネジメントを推進することにより、トレアキシン®の事業価値の最大化を図るべく、イーグル社より導入したトレアキシン®液剤（RTD製剤及びRI投与）につきましては、RTD製剤は2020年9月に製造販売承認を取得し、2021年1月より販売を開始しました。RI投与は2021年5月に一変承認申請を行っております。

リゴセルチブについては、骨髄異形成症候群（MDS）を対象として国際共同第Ⅲ相臨床試験（INSPIRE試験）を実施しておりましたが、2020年8月に医師選択療法との比較において主要評価項目を達成しなかったことを発表しました。当社は日本における臨床開発を担当しており、INSPIRE試験の追加解析から得られた知見を今後のリゴセルチブの開発に活用するための検討を進めております。

リゴセルチブ及びトレアキシン®に関して、東京大学や群馬大学との共同研究等を通じて、両化合物あるいは他の既存薬との併用により新たな有用性を見出すとともに新規適応症の探索を行い、事業価値の最大化に努めます。

抗ウイルス薬ブリンシドフォビルについては、アンメット・メディカル・ニーズの高い造血幹細胞移植後のアデノウイルス感染症を対象にグローバル開発を先行して進めておりますが、新たに、臓器移植後のウイルス感染症、ウイルスにより誘引されたがんを対象とした開発も検討しており、ライフサイクル・マネジメントの追求を通じて収益の最大化を図るとともにグローバル市場を対象に事業展開をするスペシャリティファーマへの転換を進めてまいります。

③ 自社による販売体制構築

当社は、販売委託先であるエーザイとの事業提携契約が2020年12月に満了となることから、2018年10月よりトレアキシシ®の国内販売について自社による販売体制構築の準備を開始し、2020年度には自社による販売体制の構築は完了し、エーザイとの事業提携契約の満了に伴い、2020年12月に自社によるトレアキシシ®販売体制へ移行しました。自社で専門的な情報提供を行うことによって市場のニーズをよりの確に把握しかつ迅速に答えることが可能となり、患者さんの利益に資するとともにトレアキシシ®が持つ事業価値の最大化を図ります。

④ 更なる成長を求めてグローバル展開へ

当社はこれまで日本のみならず、中国・韓国・台湾・シンガポールの4ヶ国を戦略地域として位置付け、アジア地域への展開を進めてまいりました。

しかしながら、日本においては高齢化とともに医療費が膨張し、それに伴う国家戦略として後発医薬品80%時代が始まり新薬メーカーにとって厳しい環境が続くことが予想されます。また、アジア各国においても同様の政策が始まることも考えられます。

こうした中、当社は更なる発展のためにグローバル展開を進めてまいります。これまでのアジア展開で培った経験を活かし、抗ウイルス薬ブリンシドフォビルに続く新規開発候補品について、グローバルの権利を取得するべく、候補品の探索・評価及び交渉を進めてまいります。

⑤ 人材の確保について

当社の経営資源の第一は人であると考えています。優秀な人材なくして、新薬の探索、開発及び情報提供活動、そして今後のグローバル展開において優れた成果をあげることはできません。当社は継続的に優秀な人材の採用を行っており、上場後、特に経営組織をより強固にすべく優れた人材を採用してまいりました。また、OJTや研修等による人材育成を通じて、人材の更なる強化を図ってまいります。

⑥ 財務上の課題について

当社は、パイプラインの開発進展、グローバル事業展開、開発候補品の増加等に伴い、研究開発費を中心とする事業活動に合わせて資金を調達する必要があります。

従って、引き続き資金調達手法の多様化を進めるとともに、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

(4) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社は、医療上のニーズは極めて高いものの、新薬の開発が遅れている「空白の治療領域」をビジネスチャンスと捉え、がん、血液領域及びマルチウイルス感染症を中心とした希少疾病分野における新薬の開発を、探索から開発・製造そして販売まで一貫して行うことを主たる事業内容としています。

(5) 主要な営業所及び従業員の状況

① 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

② 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

区 分	従 業 員 数 (名)	前期末比増減	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 性	105	10名増	51.3	3.5
女 性	36	4名増	46.4	4.5
合計又は平均	141	14名増	50.1	3.8

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります。
2. 上記従業員数には、派遣社員45名は含まれておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な借入先及び借入額の状況 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- | | | |
|-----------------|------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 41,750,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 38,374,588株
(自己株式82,618株を除く) |
| (3) 株主数 | | 38,073名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | | |

株主名	持株数	持株比率
楽天証券株式会社	1,345,100株	3.5%
吉田文紀	1,074,700株	2.8%
松井証券株式会社	738,500株	1.9%
S M B C 日興証券株式会社	727,300株	1.9%
野村証券株式会社自己振替口	550,000株	1.4%
株式会社 S B I 証券	403,608株	1.1%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMUNIBUS-MARGIN	303,650株	0.8%
伊藤輔則	302,000株	0.8%
今村均	225,700株	0.6%
野村証券株式会社	207,731株	0.5%

(注) 持株比率は発行済株式の総数より自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が保有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項 (2021年12月31日現在)

	2012年4月17日 取締役会決議 (第26回新株予約権)	2013年5月14日 取締役会決議 (第30回新株予約権)	2018年3月29日 取締役会決議 (第43回新株予約権)
新株予約権の数	3,625個	1,160個	3,050個
新株予約権の目的である株式の数 (注4)	90,625株	29,000株	76,250株
新株予約権の払込金額	無償	無償	1個につき19,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注1)	1株につき2,220円	1株につき3,196円	1株につき1円
新株予約権を行使することができる期間	自 2014年4月18日 至 2022年4月17日	自 2015年5月15日 至 2023年5月14日	自 2021年3月30日 至 2028年3月29日
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)(注4)	2,600個(1名) 65,000株	645個(1名) 16,125株	—
社外取締役の保有状況	—	—	250個(1名) 6,250株

	2019年3月28日 取締役会決議 (第48回新株予約権)	2020年3月26日 取締役会決議 (第52回新株予約権)	2021年3月24日 取締役会決議 (第54回新株予約権)
新株予約権の数	3,150個	4,600個	1,630個
新株予約権の目的である株式の数 (注4)	78,750株	115,000株	40,750株
新株予約権の払込金額 (注2)(注4)	1個につき19,400円	1個につき8,100円	1個につき29,225円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注1)	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
新株予約権を行使することができる期間	自 2022年3月30日 至 2029年3月29日	自 2023年3月27日 至 2030年3月26日	自 2024年3月25日 至 2031年3月24日
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)(注4)	1,400個(1名) 35,000株	2,800個(1名) 70,000株	1,000個(1名) 25,000株
社外取締役の保有状況 (注4)	500個(2名) 12,500株	800個(2名) 20,000株	450個(3名) 11,250株

- (注) 1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回る払込金額にて、2013年12月4日には公募増資を、2013年12月25日には第三者割当増資をそれぞれ行っております。そのため第32回以降に交付した新株予約権を除く新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、全て調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
2. 本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。
3. 監査役が保有する新株予約権等はありません。
4. 当社は、2019年7月1日付で、普通株式4株につき1株の割合で株式併合を実施しており、目的となる株式の数及び行使価額は調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項 (2021年12月31日現在)

	2021年3月24日 取締役会決議 (第55回新株予約権)
新株予約権の数	4,565個
新株予約権の目的である株式の数	114,125株
新株予約権の払込金額 (注2)	1個につき29,225円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1円
新株予約権を行使することができる期間	自 2024年3月25日 至 2031年3月24日
当社使用人への交付状況 (注1)	4,375個 (127名) 109,375株

- (注) 1. 上記のうち、190個 (4,750株) は退職により権利を喪失しております。
2. 本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	吉 田 文 紀	社長執行役員（CEO）
取 締 役	松 本 茂外志	プロティビティLLCシニアアドバイザー 公益社団法人日本監査役協会 監査実務相談員
取 締 役	ブルース・デビッド・チェンソン	リンパ腫研究財団 科学諮問委員会 がん・血液疾患センター医師
取 締 役	海老沼 英 次	田辺総合法律事務所 パートナー 楽天銀行株式会社社外取締役 東光電気工事株式会社監査役
常勤監査役	渡 部 潔	
監 査 役	遠 藤 今朝夫	遠藤公認会計士事務所代表 キャリアリンク株式会社社外取締役 ABS監査法人代表社員
監 査 役	賜 保 宏	野村総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 松本茂外志氏、ブルース・デビッド・チェンソン氏及び海老沼英次氏は、社外取締役であります。
2. 渡部潔氏、遠藤今朝夫氏及び賜保宏氏は、社外監査役であります。
3. 松本茂外志氏、海老沼英次氏、渡部潔氏及び遠藤今朝夫氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 遠藤今朝夫氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりです。
- ・海老沼英次氏は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任しました。なお、海老沼英次氏は、第16期定時株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任により退任いたしました。
 - ・賜保宏氏は、2021年3月24日開催の第16期定時株主総会において新たに監査役に選任され就任しました。
 - ・取締役の木村重雄氏は、2021年6月30日付で辞任しました。なお、在任時の担当は、取締役執行役員兼日本事業本部長であります。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。
- 執 行 役 員 福 島 隆 章
 執 行 役 員 吉 田 耕 造
 執 行 役 員 網 干 正 幸
 執 行 役 員 鳥 飼 芳 春

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、当該取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記4（1）取締役及び監査役の氏名等に記載の取締役及び監査役との間で、不祥事発生後に発生する株主代表訴訟等に関する費用だけでなく、国外において役員個人に生じうる刑事手続対応費用や公的調査等対応費用など、役員個人や会社に負担が生じる各種費用を幅広く補償します。なお、2021年6月30日付で辞任した取締役の木村重雄氏につきましても、補償契約を締結しておりました。また、第2号議案が原案通り承認された場合、候補番号2伊藤浩孝氏につきましても、補償契約を締結予定です。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約は、取締役及び監査役の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を補償いたします。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬限度額は、2005年8月3日開催の臨時株主総会において、年額1億3,000万円以内と決議されております。また別枠で、2014年3月27日開催の第9期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額8,000万円以内（2016年3月30日開催の第11期定時株主総会において、当該年額8,000万円以内のうち社外取締役につき3,000万円以内）の範囲で付与する旨が決議されております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、監査等委員の全員の同意により、監査等委員会において決定いたします。

1. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準としており、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬によって構成するものとしております。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。決定にあたっては、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員会の答申に基づいて、上記方針に沿っていることを確認の上、取締役会決議によって、代表取締役に決定を委任しております。また、指名・報酬委員会で適切に検討された答申に基づき、その範囲内で代表取締役に決定を委任することで相当性を担保しております。

3. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の割合の決定に関する方針

業績連動報酬等については、業績向上に対する意識を高めるため中期経営計画と連動して、業績と報酬が連動する方式により支給する報酬、もしくは、ストックオプションを付与することがあります。業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の割合については、指名・報酬委員会において検討し、取締役会は、代表取締役に対し、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するように委任することとします。なお、業務執行取締役の報酬等の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて検討しております。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額及びストックオプションについては、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は、代表取締役に対し指名・報酬委員会の答申内容を尊重して決定するように委任することとしております。その取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役である吉田文紀が、当期における各取締役の報酬額・支給の時期及び方法等を決定しております。会社業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績の評価も踏ま

えて報酬の内容を決定するには、代表取締役による決定が適していると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。

- ② 当該事業年度の取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役個人別の報酬等の決定にあたっては、上記の方針に基づき、代表取締役が決定をしていることから、取締役会は決定内容が当該方針に沿うものであることを判断しております。

- ③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2005年8月3日開催の臨時株主総会において、年額1億3,000万円（うち社外取締役につき2,100万円）以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役0名）です。また別枠で、2014年3月27日開催の第9期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額8,000万円以内（2016年3月30日開催の第11期定時株主総会において、当該年額8,000万円以内のうち社外取締役につき3,000万円以内）の範囲で付与する旨が決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役5名）です。

当該定時株主総会の第5号議案において、年額は引き続き1億3,000万円以内と変わらず、うち、社外取締役分については年額4,000万円以内とし、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額9,000万円以内に変更することを上程する予定です。

当該定時株主総会終結時の取締役の員数は5名（うち、社外取締役3名）であります。

監査役の報酬限度額は、2011年6月30日開催の臨時株主総会において、年額3,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	98,050 (20,116)	56,532 (11,079)	— (—)	41,518 (9,037)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	21,593 (21,593)	21,593 (21,593)	— (—)	— (—)	4 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の支給人数には、2021年6月30日をもって辞任した取締役1名及び2021年3月24日をもって社外取締役に選任された社外監査役1名を含んでおります。
 3. 非金銭報酬等の内容は、ストックオプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況
取 締 役	松 本 茂外志	15回／15回 (100%)	—	同業会社での実務及び監査業務の知識や経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から発言を行っております。
取 締 役	ブルース・デビッド・チエン	15回／15回 (100%)	—	医師としての知識や経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から発言を行っております。
取 締 役	海老沼 英 次	12回／12回 (100%)	4回／4回 (100%)	金融機関、および労働法を中心とした弁護士としての知識や経験に加え、豊富な社外役員としての知見を踏まえ、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から発言を行っております。
常 勤 監 査 役	渡 部 潔	15回／15回 (100%)	15回／15回 (100%)	上場会社の監査役としての豊富な経験と知識をもとに、客観的かつ公正な立場から経営監視機能を果たすこと及び実効性の高い監査の実現のため積極的に発言を行っております。
監 査 役	遠 藤 今朝夫	15回／15回 (100%)	15回／15回 (100%)	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験をもとに、中立の立場から、経営監視機能を果たすこと及び実効性の高い監査の実現のため積極的に発言を行っております。
監 査 役	賜 保 宏	12回／12回 (100%)	11回／11回 (100%)	会社法を中心とした弁護士の知識や経験をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から発言を行っております。

- (注) 1. 取締役海老沼英次氏は、2021年3月24日付で監査役を退任し、それまでの期間に開催された監査役会への出席状況を記載しております。また2021年3月24日付で取締役就任以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
2. 監査役賜保宏氏は、2021年3月24日就任以降に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。

- ② 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
1. 松本茂外志氏および海老沼英次氏には指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定にあたり、客観的・中立的な立場で関与いただきました。
 2. ブルース・デビッド・チェソン氏には、当社におけるグローバル視点でのグループガバナンス及び監督機能の充実・強化に貢献いただくとともに、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただきました。
 3. 渡部潔氏には、金融機関での実績やマネジメントに関する幅広い経験と見識で、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献いただき、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただきました。
 4. 遠藤今朝夫氏には、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験をもとに、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただきました。
 5. 賜保宏氏には、会社法を中心とした弁護士としての専門的な知識や経験をもとに、独立した立場から、業務執行の監督機能強化へ貢献していただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況、計画と実績の状況を確認し、当事業年度の報酬額の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 経営理念の周知・徹底

当社は、経営理念を実践するために企業行動憲章等を定め、遵守すべき行動規範を、全ての役職員に周知し、その精神の理解と実践の徹底を求め、法令遵守と企業倫理の維持（以下「コンプライアンス」という）をあらゆる事業活動の前提とする。

② 内部統制委員会の設置

当社は、コンプライアンスの徹底、適正なリスク管理及び財務報告に係る内部統制の体制整備などを行い、法令、定款及び社内諸規程の遵守を監視し、徹底するために内部統制委員会を設置する。

③ 内部監査室の設置

社長直属の独立組織として内部監査室を設置し、定例監査を実施することにより、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、資産の保全、コンプライアンスの実施状況及びリスクマネジメントの妥当性と有効性について客観的に評価し、必要に応じて制度の整備及び運用の改善に向けた助言・提言を行うことにより内部統制の有効性を確保する。

④ コンプライアンス・ホットラインの設置

当社は、コンプライアンス問題に関する通報・相談窓口として、社内外に常設のコンプライアンス・ホットラインを設置して、使用人等からの通報・相談を受けることによりコンプライアンス問題の早期発見と是正に努める。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制の体制整備を行い、適切に運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱の統轄管理責任者を任命し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、取締役の職務の執行に係わる情報を含む重要な文書等は、諸法令等及び文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理基本方針と関連規程に基づき、リスク管理を行う。リスク管理は内部統制委員会が統括・推進する。また、緊急事態においては代表取締役社長を対策本部長とした対策本部を設置して迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、「取締役会規程」及び「決裁規程」等に基づき適正かつ効率的に職務を執行する。
- ② 当社は、代表取締役社長の適時かつ的確な意思決定に資するため、「経営執行会議規程」に基づき、経営執行会議を定期的を開催して重要議案の審議を行う。
- ③ 当社は、中長期経営計画を策定し事業を展開する。また、年度ごとの事業計画において数値目標を定め、月次決算により、その達成状況を管理するとともに取締役に報告する。

(5) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を毅然として拒絶し、会社事業へのいかなる関与も許さない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役を補助する使用人の任命を代表取締役社長に要請することができるものとし、代表取締役社長は、その要請を受けた場合には、適切な使用人を任命する。

(7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の業務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役以外からの指揮命令を受けない。
- ② 監査役を補助する使用人の人事考課、人事異動及び懲戒等については監査役会の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害又は影響を及ぼす事実を発見した場合には速やかに監査役に報告する。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会の他、経営執行会議その他の重要な会議への出席並びに重要な決裁書類及び契約書の閲覧など、監査に必要と自己が判断する一切の事項を実施することができる。
- ③ 監査役は、業務執行取締役及び重要な職責にある使用人から会社事業の運営状況について情報を得るために個別に聞き取りを実施することができる。
- ④ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で意見交換を定期的に行う。
- ⑤ 当社は、監査役に報告を行ったものに対し、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な処遇又は不当な処分を行わない。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要なことが明らかである場合を除き、遅滞なく当該費用を負担し、又は当該債務を処理する。
- ② 監査役がその職務の執行に関し弁護士、公認会計士等の外部専門家に意見を求め、又は助言を得ることが必要と判断した場合には、当社はその費用の支出を認め負担する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、社内イントラネットにおいて、「内部統制システムに関する基本方針」、「コンプライアンス行動指針」、「リスク管理基本方針」、「内部通報制度マニュアル」等を掲載し、取締役及び使用人に対して周知を行い、内部統制システムの適正な運用並びに法令遵守意識の定着に努めております。
- (2) 取締役会において、社外取締役は独立した立場から決議に加わり、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。
- (3) 常勤監査役は、取締役会及び経営執行会議等の重要会議に出席しております。また、毎月1回定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,747,838	流 動 負 債	1,518,111
現金及び預金	3,860,106	買掛金	69,683
売掛金	2,147,510	未払金	515,075
商品及び製品	125,265	未払法人税等	383,599
半製品	259,940	未払消費税等	516,036
貯蔵品	479	返品調整引当金	4,342
前渡金	192,576	その他	29,373
前払費用	145,011	固 定 負 債	189,213
その他	16,946	商品及び製品切替引当金	186,437
固 定 資 産	1,705,159	退職給付引当金	2,776
有 形 固 定 資 産	83,634	負 債 合 計	1,707,324
建物	64,620	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	72,734	株 主 資 本	6,226,573
減価償却累計額	△53,719	資 本 金	17,157,628
無 形 固 定 資 産	259,104	資 本 剰 余 金	17,132,501
ソフトウェア	254,774	資本準備金	17,127,628
ソフトウェア仮勘定	4,330	その他資本剰余金	4,873
投資その他の資産	1,362,419	利 益 剰 余 金	△27,977,510
関係会社株式	0	その他利益剰余金	△27,977,510
繰延税金資産	1,275,759	繰越利益剰余金	△27,977,510
敷金及び保証金	86,660	自 己 株 式	△86,045
資 産 合 計	8,452,997	新 株 予 約 権	519,099
		純 資 産 合 計	6,745,672
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,452,997

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売上高		8,256,924
II. 売上原価		2,452,471
売上総利益		5,804,452
返品調整引当金繰入額		4,342
差引売上総利益		5,800,110
III. 販売費及び一般管理費		4,784,109
営業利益		1,016,001
IV. 営業外収益		
受取利息	57	
還付加算金	68	
保険配当金	2,579	
受取手数料	14,757	
その他	0	17,462
V. 営業外費用		
支払手数料	9,499	
株式交付費	1,950	
為替差損	20,186	
その他	693	32,330
経常利益		1,001,133
VI. 特別利益		
新株予約権戻入益	198	198
税引前当期純利益		1,001,331
法人税、住民税及び事業税	244,887	
法人税等調整額	△1,275,759	△1,030,871
当期純利益		2,032,203

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2021年1月1日残高	17,044,943	17,014,943	4,541	17,019,485	△30,009,713
事業年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	112,684	112,684		112,684	
当期純利益					2,032,203
自己株式の取得					
自己株式の処分			331	331	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	112,684	112,684	331	113,015	2,032,203
2021年12月31日残高	17,157,628	17,127,628	4,873	17,132,501	△27,977,510

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2021年1月1日残高	△17,538	4,037,177	620,140	4,657,318
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		225,368		225,368
当期純利益		2,032,203		2,032,203
自己株式の取得	△68,825	△68,825		△68,825
自己株式の処分	318	649		649
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△101,041	△101,041
事業年度中の変動額合計	△68,507	2,189,396	△101,041	2,088,354
2021年12月31日残高	△86,045	6,226,573	519,099	6,745,672

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法による原価法によっております。

時価のないもの

デリバティブ

たな卸資産

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法による原価法によっております。

時価法によっております。

商品及び製品は先入先出法、半製品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建 物 3～18年

工具、器具及び備品 4～20年

無 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リ ー ス 資 産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上方法

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積り額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

返品調整引当金

販売した商品及び製品の返品による損失に備えるため、将来の返品発生見込額に基づく損失相当額を計上しております。

商品及び製品切替引当金

FD製剤からRTD製剤への切替に伴い発生する費用の支出に備えるため、当該費用見込額を計上しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(たな卸資産の評価方法の変更)

たな卸資産の評価方法は、従来、総平均法によっておりましたが、当事業年度より商品及び製品は先入先出法、半製品は総平均法によって評価しております。この評価方法の変更は自社販売体制への移行を契機として、たな卸資産の動きを詳細に把握することが可能となり適正なたな卸資産の評価及び期間損益計算の観点からたな卸資産の定義及び評価方法について再度検討したことによるものです。

この結果、当社の保有するたな卸資産の動きとより整合させるため商品及び製品は先入先出法、半製品については総平均法を採用することが、たな卸資産の評価及び期間損益の観点から合理的であり、かつ当社の経営実態をより適切に反映すると判断しました。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(貸借対照表関係)

当社は、自社販売体制への移行を契機として、たな卸資産の動きを詳細に把握することが可能となり適正なたな卸資産の評価及び期間損益計算の観点から商品及び製品、半製品の定義を見直しております。

この結果、前事業年度において、流動資産の「商品及び製品」に含めておりました「半製品」(前事業年度672,891千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に計上した繰延税金資産 1,275,759 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上に当たっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得は、当社の事業計画を基礎として見積られますが、既存薬の販売数量が及ぼす売上状況や開発計画の進捗状況の税務調整項目等への影響などによる重要な不確実性を考慮に入れた一定の仮定のもとで策定されております。

③ 翌事業年度以降の計算書類に与える影響

見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済情勢の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(当座貸越契約及び貸出コミットメント契約)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,150,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	3,150,000千円

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、患者の受療行動の変化や治療タイミングに変化があるとともに、医療機関の一部では訪問規制が継続中であり、事業環境の見通しが不透明さを増しております。繰延税金資産の回収可能性の評価等の会計上の見積りについて、このような影響を反映しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権は、次のとおりであります。

短期金銭債権 11,385 千円

(損益計算書に関する注記)

(1) 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下額後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価 275,633 千円

(2) 一般管理費に含まれている研究開発費 1,736,126 千円

(3) 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引以外の取引による取引高 13,949 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

		当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通 株式	発行済株式	38,202,956	254,250	—	38,457,206
	自己株式	30,143	53,025	550	82,618

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加254,250株は、新株予約権の権利行使によるものです。
 2 普通株式の自己株式の増加53,025株は、単元未満株式の買取りによるものです。
 3 普通株式の自己株式の減少550株は、単元未満株主への売渡しによるものです。

(2) 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 296,850株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
たな卸資産評価損否認	85,728
一括償却資産償却超過額	1,714
繰延資産償却超過額	913,461
研究開発費否認	2,134,997
未払金否認	1,158
退職給付引当金否認	850
未払事業税等否認	44,987
商品及び製品切替引当金否認	57,087
資産除去債務否認	2,124
株式報酬費用否認	158,948
繰越欠損金	4,598,356
繰延税金資産小計	7,999,414
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,227,270
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,496,384
評価性引当額小計	△6,723,655
繰延税金資産合計	1,275,759

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、パイプラインの開発計画に照らし、必要な資金（主に第三者割当及び募集による株式発行）を調達しております。一時的な余資は、安全性を最優先に流動性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は、社内規程で定められた範囲を対象に行い、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、共同開発に係る立替金は、顧客ないし共同開発パートナーの信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権については、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、元本割れのリスクを極力排した商品を選定しておりますが、市場価格の変動リスクはゼロではありません。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが60日以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために行っており、外貨建金銭債権債務の残高や外貨建営業取引に係る輸出入実績等を踏まえ、社内規程で定められた範囲内での為替予約取引を利用しております。

敷金及び保証金については、そのほとんどが事務所の賃貸に係る保証金であり、その返還に関しては賃貸人の信用リスクに左右されます。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にもモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。
有価証券については、資金管理規程に従い、一定程度を上回る格付けや運用期間等で、元本割れリスクを極力排しております。
外貨建債権債務については、為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
デリバティブ取引については、社内規程で定められた決裁手続きを経て、財務経理部が実行及び管理を行っております。取引実績は定期的に経営執行会議に報告しております。
 3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。
- ⑤ 信用リスクの集中
当事業年度の決算日現在における営業債権の100%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,860,106	3,860,106	—
(2) 売掛金	2,147,510	2,147,510	—
資産計	6,007,617	6,007,617	—
(1) 買掛金	69,683	69,683	—
(2) 未払金	515,075	515,075	—
(3) 未払法人税等	383,599	383,599	—
(4) 未払消費税等	516,036	516,036	—
負債計	1,484,394	1,484,394	—
デリバティブ取引 (*)	—	—	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる商品

敷金及び保証金 (貸借対照表計上額 86,660千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位 千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	3,860,106	—	—	—
売掛金	2,147,510	—	—	—
合計	6,007,617	—	—	—

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉田 文紀	—	—	当社代表取締役 社長兼CEO	(被所有) 直接 2.83	—	ストックオプション の権利行使	58,217 (72,500株)	—	—

(注) 2017年3月29日及び2018年3月29日開催の取締役会決議に基づき付与された、新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	162.26円
(2) 1株当たり当期純利益	53.04円
期中平均株式数	38,313,220株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢崎 弘直
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンバイオ製薬株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽

表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示している

かどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

シンバイオ製薬株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 渡 部 潔 ㊟

監 査 役（社外監査役） 遠 藤 今朝夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 賜 保 宏 ㊟

以 上

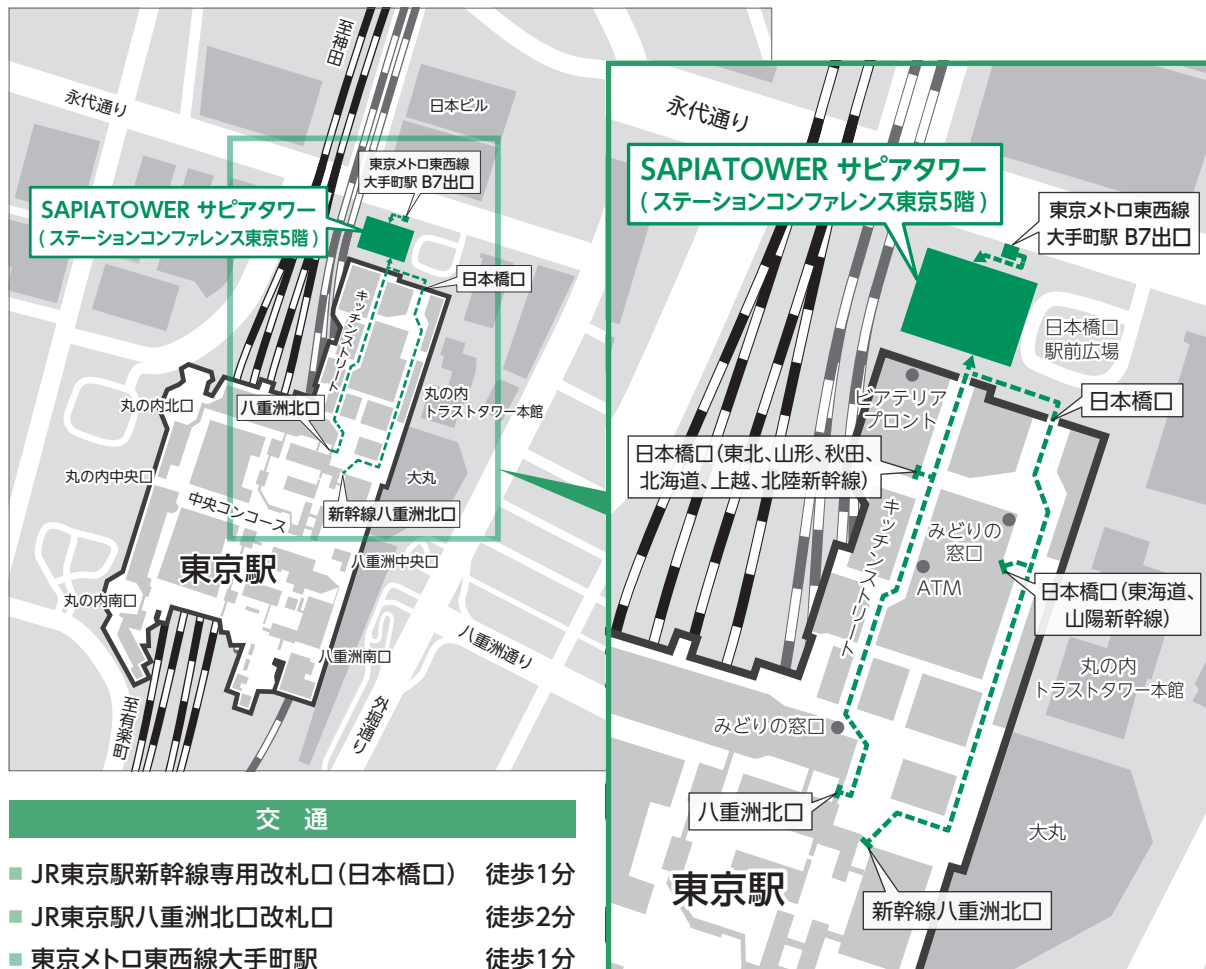
株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー5階「ステーションコンファレンス東京」501会議室

電話 03-6888-8080 (代)



交通

- JR東京駅新幹線専用改札口 (日本橋口) 徒歩1分
- JR東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分
- 東京メトロ東西線大手町駅 徒歩1分